

2022年5月11日

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区日本大通17番地

株 式 会 社 ス リ ー エ フ

代表取締役社長 山 口 浩 志

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2022年5月26日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月27日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ロイヤルパークホテル3階 鳳翔の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 - 1 第41期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 - 2 第41期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年5月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

4頁から5頁までの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年5月26日（木曜日）午後6時までに行使してください。

(3) 重複して議決権を行使された場合

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会の招集ご通知には記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結注記表」

③計算書類の「個別注記表」

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

◎本株主総会の決議結果につきましては、従来の書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.three-f.co.jp/ir/library/index.html>

株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本總會につきましては、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から株主様・ご家族様の安全を第一にお考えいただき、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

<ご来場される株主様へのお願い>

- 株主總會当日の状況やご自身の体調をお確かめになり、マスク着用やアルコール消毒液の利用などの感染予防対策に十分ご配慮ください。
- 株主様同士の距離が一定程度離れるように座席を設置させていただくことに伴い、会場の座席数には限りがございます。入場は先着順とさせていただきます、万が一満席となった場合は入場をお断りする場合がございます。
- 受付にて非接触型体温計で検温をさせていただく予定です。なお、37.5度以上の発熱が確認された場合には入場をお断りさせていただきます。37.5度未満であっても、咳などの症状が見られる場合は入場をお断りする場合がございます。
- 受付で、体調不良とお見受けした株主様に運営スタッフがお声がけし、入場をお断りする場合がございます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年5月26日（木曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)
(受付時間9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社にお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)
(受付時間9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(2021年3月1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き新型コロナウイルスの感染状況が企業の経済活動や人流に多大な影響を与えたことで、個人消費の低迷が続いております。さらに、国際情勢の変化による原材料価格の高騰もあり、依然として先行きが不透明な状況となっております。しかし、感染対策も一部の国では大幅な規制緩和が進むなど、わが国においても経済活動の活性化による景気回復が期待される状況です。

コンビニエンスストア業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が一巡したことで、売上は前年を上回っておりますが、コロナ禍前の水準までの回復には至っておりません。

このような環境の下、当社グループは、加盟店と同じ目線で一塊となって経営を推進していくために、中長期経営計画（2021年2月期～2027年2月期）において、「個店平均日販」と「加盟店利益」の継続的な向上を最重要指標と定め、①「個店力強化」②「加盟店経営の安定化」を重点戦略とした各種施策に取り組むとともに、お客様の利用動向への変化対応を続けながら、目標達成に向けた取り組みを進めております。

当社グループ運営店舗の概況

[ローソン・スリーエフ]

株式会社エル・ティーエフが事業展開する「ローソン・スリーエフ」におきましては、経済活動の制限や緩和による消費者マインドの変化により経営環境が一進一退を繰り返す状況にあります。緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用による経済活動の制限期間は、住宅立地の店舗の売上が好調に推移する一方でオフィス街や駅前立地の店舗の売上は落ち込み、反対に制限が緩和され人流が回復している期間は、オフィス街や駅前立地の店舗の売上が上昇する一方で住宅立地の店舗の売上は鈍化傾向になるなど、店舗の立地特性によって好不調の波が顕著に現れたものの、個店ごとにお客様ニーズに対応した品揃えの最適化を図ったことなどが奏功し、個店平均日販はコロナ禍前の水準まで

回復しております。

運営面におきましては、株式会社ローソンが推進する各種施策に加え、個店の利用動向の変化に合わせた独自の販売戦略を進めながら、加盟店の品揃え拡充への経費支援を継続して行いました。

商品面におきましては、ローソン・スリーエフの特徴の一つである「青果」がウィズコロナの生活様式の変化の中でも好調を維持しており「コンビニ」と「青果」が融合した売場づくりは一定の評価をいただいております。独自商品につきましては、各種キャンペーンなどによりお客様に対して商品の魅力を訴求したことで「チルド弁当」や「チルド寿司」などの売上は堅調に推移しました。特に「やきとり」は品揃えの拡充やコロナ禍に対応して販売方法の見直しを行ったことなども奏功し、前年を大きく上回る売上状況で推移しております。また、9月中旬から独自商品の新たなカテゴリーとして「お総菜」の販売を開始いたしました。スリーエフで大好評をいただいております商品を復刻販売し、長年ご利用いただいているお客様には“懐かしさ”を、新たにお買い上げいただくお客様には“スリーエフならではのおいしさ”を感じていただける商品となっており、こちらの売上も好調に推移しております。加えて、11月初旬からは、おでん・中華まんに次ぐカウンターフーズの新定番として、専用オープンで石焼きした「焼きいも」の販売を開始するなど、新しい取り組みによる来店頻度の向上に努めてまいりました。

サービス面におきましては、コロナ禍でフードデリバリーサービスのニーズが高まっていることから「Uber Eats (ウーバーイーツ)」の導入店舗を順次拡大し、当連結会計年度末で導入店舗数は140店舗となっております。

店舗開発におきましては、3店舗の新規出店、9店舗の閉店を行った結果、当連結会計年度末の総店舗数は336店舗となっております。なお、引き続き、収益改善が見込めない店舗のリロケートも推進してまいります。

[g o o z (グーツ)]

コンビニエンスストアに対するニーズの多様化に対応するため、当社が新型フォーマットとして事業展開する「g o o z (グーツ)」におきましては、出店戦略上、行楽地やパーキングエリアへの出店が中心となっていることから、緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用などの影響を大きく受け、厳しい経営環境が続いております。9月30日に緊急事態宣言が解除された以降は、人流の回復を背景として週末を中心に来店客数及び売上が回復し、年末年始期間は帰省による人々の移動が活性化したことで高実績となりましたが、その後

のオミクロン株による新規感染者数の急激な増加などにより、再び厳しい経営環境となりコロナ禍前の水準まで日販を回復するには至っておりません。

運営面におきましては、国分グロースァーズチェーン株式会社のコンビニエンスストア事業撤退に伴い、新たに株式会社ポプラと契約を締結し、10月からはポプラ店舗の仕組みを利用した商品供給体制での運用を開始しております。

商品面におきましては、テイクアウト商品として相性の良いグーツコーヒーの売上が好調に推移していることから、グーツコーヒーと一緒に楽しみいただけるように、おすすめ商品として健康志向の輸入菓子や全国の素材菓子など自己消費型の品揃えを拡充した提案型の売場作りを行ってまいりました。新たなカウンターフーズとして一部店舗で展開を開始した「焼きいも」につきましても高い評価をいただきました。また、パーキングエリア店舗では、物流ドライバー向けにボリューム感のあるお弁当の品揃えを拡充したほか、ご家族でお出かけされる方に向けてキャラクター商品や玩具の品揃えを充実させました。加えて、地元生産者との取り組みによる青果の品揃え拡充に取り組むなど、店舗の使われ方の変化及び新たな客層ニーズに対応する商品展開を実施してまいりました。

店舗開発におきましては、平塚PA店の一部改装を行い、グーツコーヒーの魅力の更なる訴求のため、パーキングエリア店舗では初となる焙煎機を導入いたしました。新たな出店・閉店を行わず、当連結会計年度末の総店舗数は4店舗となっております。

以上の結果、新型コロナウイルスに加えて天候不順が影響し、当連結会計年度の営業総収入は、122億56百万円（前年比2.2%減）となり、営業利益は1億99百万円（前年比22.2%増）、経常利益は2億51百万円（前年比16.7%増）、連結子会社である株式会社エル・ティーエフ立ち上げ時に発生した繰越欠損金が解消したことにより法人税等の負担額が増加したため、親会社株主に帰属する当期純損失は84百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失23百万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、感染者数の減少に伴い経済活動制限が緩和されることで、景気は緩やかながら回復基調に向かうことが期待されるものの、ロシアのウクライナ侵攻などを受け、原油を中心とした一次産品価格の動向が経済活動や個人消費に影響を及ぼすことも懸念され、引き続き不透明な状況で推移するものと思われま

す。コンビニエンスストア業界は、業態を超えた販売競争が激化する中、コロナ禍によるお客様の消費行動の変化も加わり、これまで以上に個店の置かれた環境に応じたお店作りが必要となっており、チェーン間の競争の時代から個店の経営者間の競争の時代に移ったと言えます。

このような環境の下、当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、中長期経営計画（2021年2月期～2027年2月期）で最重要指標とする「個店平均日販」と「加盟店利益」の継続的な向上のために、引き続き加盟店と同じ目線で一塊となって、理想のコンビニエンスチェーン実現に向けた取り組みを推進してまいります。

次期につきましては、中長期経営計画に基づき「個店力強化」に向けた取り組みを継続して行ってまいります。当社グループはこれまでも全店一律のマーチャンダイジングから脱却して「個店の個性」に応じたお店作りを推進してまいりましたが、ウィズコロナの環境下において、お客様の利用動向の変化に柔軟に対応できている店舗と上手く対応できていない店舗で二極化が生じ、個店のオペレーション格差が拡大傾向にあることが課題となっております。当該課題を解決するためには、加盟店同士のコミュニケーションを活性化させることが重要となることから、WEBミーティングシステム（タブレット端末）を全店に導入いたします。本部と加盟店とのタテの繋がりに加え、加盟店間のヨコの繋がりを強化することで、①加盟店の意識改革による個店格差の是正（商品、サービス、清掃、雇用、地域との取り組み等）、②個店からのイノベーション拡大（個店から他店、全店への広がり）を実現してまいります。

加えて、「個店平均日販」と「加盟店利益」の継続的な向上に向けた独自の取り組みとして、①加盟店の品揃え拡充や販売促進に対する経費支援の継続、②各種キャンペーンによるローソン・スリーエフ独自商品の販売促進の強化などを行ってまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は8百万円であります。その内容は、店舗に対する設備投資となっております。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 38 期 (2019年2月期)	第 39 期 (2020年2月期)	第 40 期 (2021年2月期)	第 41 期 (2022年2月期)
売 上 高 (チェーン全店)	61,016	63,459	61,927	62,134
営 業 総 収 入	11,983	12,973	12,530	12,256
経常利益(△経常損失)	△232	418	215	251
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	△167	101	△23	△84
1株当たり当期純利益 (△純損失)	△22円10銭	13円44銭	△3円13銭	△11円15銭
総 資 産	4,804	5,271	5,071	4,885
純 資 産	4,163	4,621	4,543	4,348
1株当たり純資産額	515円06銭	525円58銭	514円25銭	493円10銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社には、親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エル・ティーエフ	50百万円	51.00%	コンビニエンスストア事業

上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は2社であります。なお、持分法適用会社及び特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主たる事業としており、主な内容は次のとおりであります。

- ①食料品、衣料品、家庭用品、その他の百貨の小売
- ②書籍、新聞、切手等の販売
- ③酒類、塩、タバコ等の販売
- ④上記以外の各種商品小売及びサービス業
- ⑤流通業及びコンビニエンスストアに関する事業
- ⑥フランチャイズシステムによるコンサルタント業務及び投資に関する事業

(8) 主要拠点等 (2022年2月28日現在)

①本 社 等

- ・株式会社スリーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- ・株式会社エル・ティーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地

②店 舗

所在地	店 舗 数 (g o o z)	店 舗 数 (ローソン・スリーエフ)
神奈川県	3店	158店
東京都	—	88
千葉県	—	62
埼玉県	1	28
合 計	4	336

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
118名	△2名

(注) 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が118名おります。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
39名	0名

(注) 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が34名おります。

2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,574,519株（自己株式132,576株を除く。）
 (3) 株主数 6,106名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 J M K 瑞 穂	2,702,360株	35.67%
菊 池 淳 司	384,923	5.08
株 式 会 社 ロ ー ソ ン	361,350	4.77
中 居 京 子	317,009	4.18
宇 佐 見 瑞 枝	264,191	3.48
山 本 知 宏	231,200	3.05
中 居 勝 利	112,391	1.48
菊 池 瑞 穂	101,500	1.34
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	97,100	1.28
小 沼 滋 紀	77,700	1.02

(注) 当社は、自己株式132,576株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	コーポレート統括兼商品統括株式会社エル・ティーエフ代表取締役社長	山 口 浩 志
取 締 役	富士シティオ株式会社代表取締役会長	菊 池 淳 司
取 締 役	日本紙パルプ商事株式会社社外取締役 富士シティオ株式会社社外取締役	増 田 格
取 締 役	鈴木伸佳法律事務所 所長	鈴 木 伸 佳
常 勤 監 査 役		古 荘 博 一
監 査 役	富士シティオ株式会社代表取締役社長	永 田 俊 雄
監 査 役	玉澤健児税理士事務所 所長 富士シティオ株式会社 監査役	玉 澤 健 児

- (注) 1. 取締役増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役古荘博一、玉澤健児の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役玉澤健児氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役増田格、取締役鈴木伸佳、監査役古荘博一、監査役玉澤健児の4氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての当社子会社における全ての取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約となっております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

保険料は原則として当社が負担しておりますが、株主代表訴訟担保特約部分の保険料については当社取締役及び監査役が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬制度については、基本報酬（固定報酬）と業績連動報酬で構成されております。報酬の決定にあたっては、独立社外取締役が議長を務める任意の指名・報酬委員会（2021年5月28日開催）に諮問し、その審議・答申を踏まえて、取締役会の授権を受けた代表取締役社長山口浩志が決定しております。

当事業年度の取締役の報酬等の内容につきましては、任意の指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会は、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬（固定報酬）のみで構成されております。

当社の監査役の報酬は、法令等に定める監査役機能を十分に果たすために必要な報酬額を株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の内容等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

a. 基本報酬に関する方針

社内規程で定められた役職ごとの係数に基づく役位別基準報酬を参考に経営能力や経歴等を勘案して、任意の指名・報酬委員会が適切な水準を定めております。

b. 業績連動報酬に関する方針

業績向上に対するインセンティブとしての機能を発揮するよう、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の業績目標値に対する達成度を評価指標として、任意の指名・報酬委員会が適切な水準を定めております。当事業年度を含む連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項」の(5)に記載の「財産及び損益の状況の推移」をご参照ください。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬限度額は、1992年4月23日開催の第11回定時株主総会において、取締役について年額2億円以内（決議時の取締役の員数9名）、2002年5月23日開催の第21回定時株主総会において、監査役について年額25百万円以内（決議時の監査役の員数3名）として承認されております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長兼コーポレート統括兼商品統括 山口浩志に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の業績等を踏まえた業績連動報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の貢献度等について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に任意の指名・報酬委員会に諮問し、その審議・答申を得ております。

④当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	29 (9)	16 (9)	13 (-)	- (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 (12)	14 (12)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	43 (21)	30 (21)	13 (-)	- (-)	7 (4)

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役増田格氏は日本紙パルプ商事株式会社及び富士シティオ株式会社との社外取締役であります。なお、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。

社外監査役玉澤健児氏は富士シティオ株式会社の監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

特になし

③主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	増 田 格	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて大所高所から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営を監督しております。
取 締 役	鈴 木 伸 佳	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、主にコンプライアンスの観点から当社の経営を監督しております。
監 査 役	古 荘 博 一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回全てに出席し、監査役会12回のうち12回全てに出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づいて大所高所から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	玉 澤 健 児	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地から意見や助言を述べるなど、取締役会の意思決定の適正性を確保するための適切な役割・責務を果たしております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

〇 A G 監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となっております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

14百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

14百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な監査を行うことが困難であると認められた場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要事項の一つとして位置づけ、持続的な成長を実現するために、必要な内部留保を図りながら、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

上記の基本方針に基づき、今後の中長期的な業績見込み等を踏まえて総合的に判断した結果、当期末の配当金につきましては、1株につき5円（既に実施済みの中間配当5円と合わせ年間10円）とさせていただきます。

2023年2月期につきましては、配当予想を中間5円、期末5円、年間合計10円としております。

連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,092	流動負債	496
現金及び預金	3,841	買掛金	60
商品	100	未払金	203
貯蔵品	0	未払法人税等	66
前払費用	9	未払消費税等	46
未収入金	100	預り金	15
その他	41	賞与引当金	90
固定資産	792	その他	13
有形固定資産	492	固定負債	39
建物	127	資産除去債務	9
工具、器具及び備品	71	長期預り保証金	26
土地	293	その他	3
無形固定資産	0	負債合計	536
その他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	300	株主資本	3,728
投資有価証券	39	資本金	100
敷金及び保証金	254	資本剰余金	5,814
繰延税金資産	32	利益剰余金	△2,100
その他	19	自己株式	△86
貸倒引当金	△44	その他の包括利益累計額	6
		その他有価証券評価差額金	6
		非支配株主持分	613
		純資産合計	4,348
資産合計	4,885	負債・純資産合計	4,885

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(自2021年3月1日 至2022年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
加盟店からの収入	8,850	
その他の営業収入	50	8,901
売上高		
売上高	(3,355)	3,355
営業総収入		12,256
売上原価	(2,559)	2,559
売上総利益	(796)	
営業総利益		9,697
販売費及び一般管理費		9,498
営業利益		199
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	0	
受取賃貸料	12	
受取負担金	27	
その他	5	51
経常利益		251
特別損失		
減損損失	25	25
税金等調整前当期純利益		225
法人税、住民税及び事業税	63	
法人税等調整額	86	149
当期純利益		75
非支配株主に帰属する当期純利益		160
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△84

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年3月1日 至2022年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年3月1日残高	100	5,814	△1,939	△86	3,888
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△75		△75
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△84		△84
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額(合計)	-	-	△160	△0	△160
2022年2月28日残高	100	5,814	△2,100	△86	3,728

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2021年3月1日残高	6	6	647	4,543
連結会計年度中の 変動額				
剰余金の配当				△75
親会社株主に帰属する当期純損失(△)				△84
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△0	△0	△33	△33
連結会計年度中の 変動額(合計)	△0	△0	△33	△194
2022年2月28日残高	6	6	613	4,348

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,507	流動負債	188
現金及び預金	2,269	買掛金	60
商品	18	未払金	77
貯蔵品	0	未払法人税等	2
前払費用	7	預り金	15
未収入金	170	賞与引当金	17
その他	41	その他	14
固定資産	1,035	固定負債	39
有形固定資産	503	資産除去債務	9
建物	127	長期預り保証金	26
工具、器具及び備品	71	その他	3
土地	304	負債合計	228
投資その他の資産	531	純 資 産 の 部	
投資有価証券	39	株主資本	3,307
関係会社株式	269	資本金	100
敷金及び保証金	252	資本剰余金	2,941
その他	4	資本準備金	1,645
貸倒引当金	△34	その他資本剰余金	1,296
		利益剰余金	352
		利益準備金	91
		その他利益剰余金	260
		繰越利益剰余金	260
		自己株式	△86
		評価・換算差額等	6
		その他有価証券評価差額金	6
		純資産合計	3,314
資産合計	3,542	負債・純資産合計	3,542

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

損 益 計 算 書

(自2021年3月1日 至2022年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
営業収入	312	312
売上高		
売上高	(1,120)	1,120
営業総収入		1,432
売上原価	(676)	676
売上総利益	(444)	
営業総利益		756
販売費及び一般管理費		791
営業損失 (△)		△34
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	0	
受取賃貸料	12	
その他	0	14
経常損失 (△)		△20
特別損失		
減損損失	25	25
税引前当期純損失 (△)		△46
法人税、住民税及び事業税		2
当期純損失 (△)		△48

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自2021年3月1日 至2022年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年3月1日残高	100	1,645	1,296	2,941
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額(合計)	-	-	-	-
2022年2月28日残高	100	1,645	1,296	2,941

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2021年3月1日残高	91	385	476	△86	3,432
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△75	△75		△75
当期純損失(△)		△48	△48		△48
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額(合計)	-	△124	△124	△0	△124
2022年2月28日残高	91	260	352	△86	3,307

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年3月1日残高	6	6	3,438
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△75
当期純損失(△)			△48
自己株式の取得			△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△0	△0	△0
事業年度中の変動額(合計)	△0	△0	△124
2022年2月28日残高	6	6	3,314

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

株式会社 スリーエフ
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 今井 基喜

指定社員

業務執行社員

公認会計士 池上 敬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリーエフの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年4月19日

株式会社 スリーエフ
取締役 会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 今井 基喜
業務執行社員

指定社員 公認会計士 池上 敬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリーエフの2021年3月1日から2022年2月28日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月21日

株式会社スリーエフ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	古 莊 博 一 ㊞
監 査 役	永 田 俊 雄 ㊞
監 査 役（社外監査役）	玉 澤 健 児 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第42条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1 <u>変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（4名）が任期満了となりますので、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>やまぐちひろし 山口浩志 (1967年7月24日生)</p> <p>【在任年数】 8年</p> <p>【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1992年4月 当社入社</p> <p>2003年5月 当社経営企画室長</p> <p>2006年3月 当社マーケティング部長</p> <p>2007年3月 当社マーケティング室長</p> <p>2012年9月 当社商品本部マーケティング部長</p> <p>2013年3月 当社執行役員マーチャンダイジング本部長</p> <p>2014年5月 当社取締役マーチャンダイジング本部長</p> <p>2016年5月 当社代表取締役社長</p> <p>2017年5月 ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長（現任）</p> <p>2018年3月 当社代表取締役社長兼コーポレート統括兼商品統括（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長</p>	5,800株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社の代表取締役を務めるとともに連結子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しております。その豊富な経験と知見等を活かし、重要事項の意思決定及び業務執行を適切に行っていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		
2	<p>再任</p> <p>きくちじゅんじ 菊池淳司 (1959年5月5日生)</p> <p>【在任年数】 27年3ヶ月</p> <p>【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1995年2月 当社取締役</p> <p>2001年3月 富士シテイオ㈱代表取締役社長</p> <p>2013年3月 当社取締役会長</p> <p>2016年5月 当社取締役（現任）</p> <p>2019年1月 富士シテイオ㈱代表取締役会長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 富士シテイオ㈱代表取締役会長</p>	384,923株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたり流通小売チェーンの代表取締役を務めており、企業経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましても、その豊富な経験と知見等を活かし、経営全般に対する助言を行っていることから、今後も当社の企業価値向上に寄与するところは大きいと判断し、引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p>再任 社外 独立</p> <p>ます だ いたる 増 田 格 (1952年2月9日生)</p> <p>【在任年数】 10年</p> <p>【取締役会出席状況】 16回/17回中</p>	<p>1974年4月 三井信託銀行(株)入社</p> <p>1998年11月 同社業務企画部長</p> <p>1999年6月 同社取締役業務企画部長</p> <p>2000年4月 中央三井信託銀行(株)執行役員業務部長</p> <p>2002年2月 同社常務執行役員</p> <p>2006年5月 同社専務執行役員</p> <p>2006年6月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2010年6月 同社代表取締役副社長</p> <p>2012年4月 三井住友信託銀行(株)顧問</p> <p>2012年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2012年6月 京成電鉄(株)社外監査役</p> <p>2016年6月 (株)日本製鋼所社外監査役</p> <p>2017年5月 富士シティオ(株)社外取締役(現任)</p> <p>2017年6月 日本紙パルプ商事(株)社外取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 日本紙パルプ商事(株)社外取締役 富士シティオ(株)社外取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>長年にわたり企業経営に従事し、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましても、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営を監督するとともに当社の経営全般に助言を行っていることから、コーポレート・ガバナンス強化に寄与するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。</p> <p>今後も、経営者としての豊富な経験に基づく経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待しております。</p>			
4	<p>再任 社外 独立</p> <p>すず き のぶ よし 鈴 木 伸 佳 (1965年9月17日生)</p> <p>【在任年数】 5年</p> <p>【取締役会出席状況】 17回/17回中</p>	<p>1997年11月 司法試験合格(第51期)</p> <p>1999年4月 東京弁護士会所属 川越法律事務所入所</p> <p>2011年9月 鈴木伸佳法律事務所開所 同事務所所長(現任)</p> <p>2016年11月 俺の(株)社外取締役</p> <p>2017年5月 当社取締役(現任)</p> <p>2018年7月 俺の(株)社外監査役</p> <p>[重要な兼職の状況] 鈴木伸佳法律事務所所長</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>弁護士として豊富な専門知識・経験を有しております。当社におきましても、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、コンプライアンスの観点から当社の経営を監督するとともに当社の経営全般に助言を行っていることから、コーポレート・ガバナンス強化に寄与するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>今後も、弁護士としての専門知識に基づき当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上に貢献していただくことを期待しております。</p>			

(注) 1. 取締役候補者山口浩志氏は、(株)エル・ティーエフの代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には取引関係があります。また、取締役候補者菊池淳司氏は、富士シティオ(株)の代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別の利害関係はありません。なお、他の取締役候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

- 取締役候補者増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、両氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。
- 独立社外取締役候補者につきましては、東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。この基準を満たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。
- 当社は、取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、候補者全員は当該保険契約の被保険者となります。また、2022年9月の更新時においても上記内容での更新を予定しています。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外独立</div> いわ せ いち お 岩 瀬 一 雄 (1948年4月7日生)	1971年4月 ㈱横浜銀行入社 1999年4月 同社執行役員横須賀支店長 2001年6月 横浜振興㈱代表取締役社長 2005年6月 横浜丸魚㈱常務取締役執行役員 2007年6月 同社代表取締役社長 2015年12月 ㈱むらせ取締役（現任） 2016年6月 横浜丸魚㈱代表取締役会長 2017年6月 同社取締役会長 2018年6月 (一社)全国水産卸協会顧問（現任） [重要な兼職の状況] ㈱むらせ取締役 (一社)全国水産卸協会顧問	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 長年にわたり企業経営に従事し、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社の経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として、補欠監査役の候補者としております。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者岩瀬一雄氏は社外監査役候補者であります。
なお、岩瀬一雄氏が就任をした場合には、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定です。
3. 当社は、取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、候補者が監査役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。

以上

(ご参考)

本株主総会において、第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合の各取締役及び各監査役が有する専門性と経験（スキルマトリックス）は、次のとおりであります。

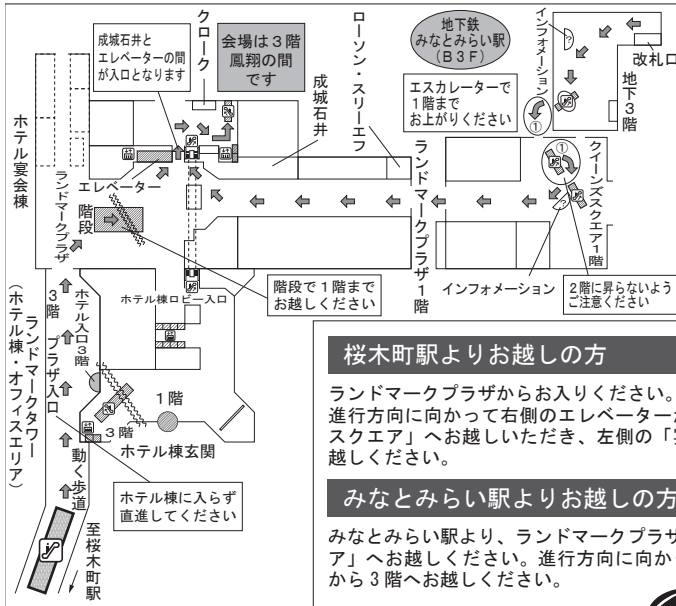
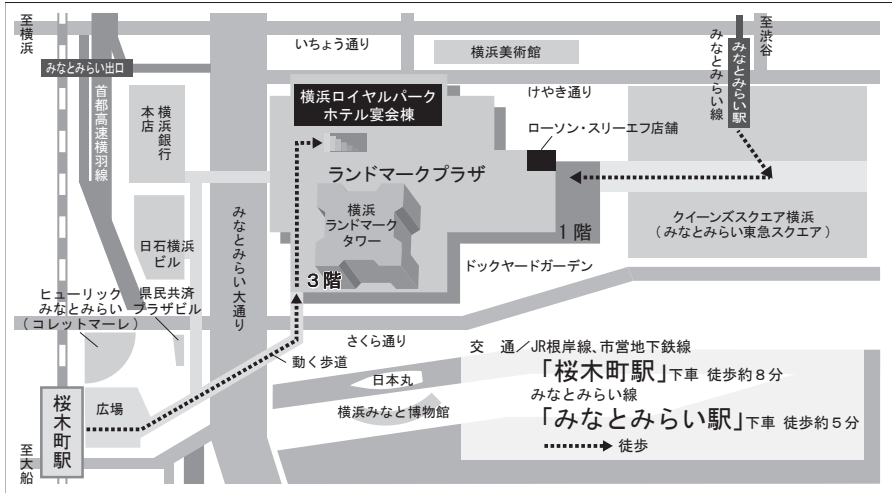
氏名	専門性と経験					
	企業経営	財務/会計	法務/ コンプライアンス	マーケティング	小売または フランチャイズ ビジネス	他業種知見
取締役						
山口 浩志	●			●	●	
菊池 淳司	●				●	
増田 格 <small>社外・独立</small>	●					●
鈴木 伸佳 <small>社外・独立</small>			●		●	
監査役						
古荘 博一 <small>社外・独立</small>	●					●
永田 俊雄	●				●	
玉澤 健児 <small>社外・独立</small>		●				●

(注) 上記一覧表は、各取締役及び各監査役の経験などを踏まえて、特に専門性が発揮できる分野を示したものであり、各人が有する全ての経験・知見を表すものではありません。

株式会社スリーエフ 株主総会会場ご案内図

日時 2022年5月27日(金曜日)
午前10時

会場 横浜ロイヤルパークホテル 3階「鳳翔の間」
※ホテル宴会棟1階入口からお入り願います。
横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 電話 (045) 221-1111(代表)



桜木町駅よりお越しの方

ランドマークプラザからお入りください。
進行方向に向かって右側のエレベーターか階段で1階の「ガーデンスクエア」へお越しいただき、左側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。

みなとみらい駅よりお越しの方

みなとみらい駅より、ランドマークプラザ1階の「ガーデンスクエア」へお越しください。進行方向に向かって右側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。

